

平成27年第8回大田原市教育委員会定例会

平成27年7月15日(水)

午後3時00分

湯津上庁舎 103・104会議室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第 3号 | 平成27年度大田原市教育委員会事務事業(平成26年度事業対象)点検評価の諮問について |
| 日程第2 | 報告第 4号 | 西原小学校の再編整備に関する保護者説明会の実施状況報告について |
| 日程第3 | 報告第 5号 | 那須野が原ハーモニーホール指定管理者申請要項の制定について |
| 日程第4 | 協議第14号 | 那須野が原ハーモニーホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について |
| 日程第5 | 議案第37号 | 平成28年度使用教科用図書の採択について |

4 その他

5 閉 会

平成27年第8回大田原市教育委員会定例会 発言要旨

開会：午後3時00分

○委員長（小高一紘君） ただいまの出席委員数は6名であり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第8回大田原市教育委員会定例会の会議を開きます。

○委員長（小高一紘君） 前回会議録は、書記をもって調製させましたので、順次回覧いたします。内容をご確認いただきたいと思います。

（会議録順次回覧）

○委員長（小高一紘君） 会議録の内容についてご確認いただきましたが、前回会議録につきましてご承認いただけますか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小高一紘君） 異議はないようでありますので、前回の会議録は承認されました。
委員会閉会后、ただいまの会議録に署名をお願いいたします。

○委員長（小高一紘君） 傍聴人の皆様にお願ひ申し上げます。一般及び報道関係者のカメラ撮影及び録音はここまでとさせていただきますので、撮影等を中止してください。

○委員長（小高一紘君） 本日付議されました案件は、報告3件、協議1件、議案1件の合計5件であります。
それでは日程に従い会議に入ります。
日程第1 報告第3号 平成27年度大田原市教育委員会事務事業（平成26年度事業対象）点検評価の諮問についてを議題といたします。
議案の朗読をいたさせます。

（書記 議案朗読）

○委員長（小高一紘君） 教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長（新江 侃君） ただいま上程になりました、報告第3号につきましてご説明申し上げます。
報告第3号 平成27年度大田原市教育委員会事務事業（平成26年度事業対象）点検評価の諮問につきましては、教育委員会が平成26年度に実施した事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うため、大田原市教育委員会評価委員会に諮問したので報告するものです。
詳細につきましては、教育総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（益子正幸君） （説明を行う）

- 委員長（小高一紘君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
(質疑を行う)
- 委員長（小高一紘君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
報告第3号 平成27年度大田原市教育委員会事務事業（平成26年度事業対象）点検評価の諮問につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)
- 委員長（小高一紘君） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。
次に、日程第2 報告第4号 西原小学校の再編整備に関する保護者説明会の実施状況報告についてを議題といたします。
議案の朗読をいたさせます。

(書記 議案朗読)
- 委員長（小高一紘君） 教育長から提案理由の説明を求めます。
- 教育長（新江 侃君） ただいま上程になりました、報告第4号につきましてご説明申し上げます。
報告第4号 西原小学校の再編整備に関する保護者説明会の実施状況報告につきましては、平成27年6月29日、西原小学校再編整備に関する平成28年度入学予定者の保護者及び平成29年度通学変更対象区の入学予定者の保護者説明会を行いましたので、その実施状況について報告するものです。
詳細につきましては、教育総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。
- 教育総務課長（益子正幸君） (説明を行う)
- 委員長（小高一紘君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
- 委員（深澤道昭君） 保護者説明会には何名程度の出席がありましたか。
- 教育総務課長（益子正幸君） 対象者は80数名でありましたが、そのうち出席されましたのは18名でございます。別紙の特例措置にもあるとおり、兄弟が西原小学校に通学していれば、下の子も西原小学校に通学できるということなので、説明会には参加しないという保護者の方も多数おられたと思います。
- 委員（深澤道昭君） 是非、丁寧な説明を引き続きお願いいたします。

○委員長（小高一紘君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
報告第4号 西原小学校の再編整備に関する保護者説明会の実施状況報告につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小高一紘君） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。
次に、日程第3 報告第5号 那須野が原ハーモニーホール指定管理者申請要項の制定についてを議題といたします。
議案の朗読をいたさせます。

（書記 議案朗読）

○委員長（小高一紘君） 教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長（新江 侃君） ただいま上程になりました、報告第5号につきましてご説明申し上げます。
報告第5号 那須野が原ハーモニーホール指定管理者申請要項の制定につきましては、那須野が原ハーモニーホールの指定管理期間が平成28年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者を選定するにあたり、指定管理者申請要項を制定するため報告するものです。
詳細につきましては、文化振興課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○文化振興課長（渡邊小百合君） （説明を行う）

○委員長（小高一紘君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

○委員（川上聖子君） 資料8ページの指定管理料について、555百万円というのは5年間の上限ということでしょうか。また、利用料金については市長の承認が必要とありますが、これも5年間同じということでしょうか。それとも1年ごとに改定するのでしょうか。

○文化振興課長（渡邊小百合君） 指定管理料については5年間の上限であります。また、利用料金については、消費税10%に合わせた料金体系に見直すことは可能であります。

○委員長（小高一紘君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
報告第5号 那須野が原ハーモニーホール指定管理者申請要項の制定につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小高一紘君） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することといたしました。
次に、日程第4 協議第14号 那須野が原ハーモニーホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定についてを議題といたします。
議案の朗読をいたさせます。

（書記 議案朗読）

○委員長（小高一紘君） 教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長（新江 侃君） ただいま上程になりました、協議第14号につきましてご説明申し上げます。
協議第14号 那須野が原ハーモニーホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定につきましては、那須野が原ハーモニーホールが開館から20年を経過したことに伴い、設備備品等の利用頻度や利用形態などのニーズの変化に対応するため、区分、単位及び利用料金等を変更するにあたり規則を改正するため、協議するものであります。
詳細につきましては、文化振興課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜われますようお願い申し上げます。

○文化振興課長（渡邊小百合君） （説明を行う）

○委員長（小高一紘君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

○委員（川上聖子君） 資料20ページにあります、ピアノ及びパイプオルガンの利用料金に調律料は含めないものとし、当該調律料は利用者が負担するものとすると思いますが、パイプオルガンの調律となるとかなりの額になると思いますがどのように考えておりますか。

○教育部長（奥村昌美君） パイプオルガンについては、使用者がその都度音源の確認をし使用することになっておりますので、記載のとおり、主催者が費用を負担して使用するということとなります。

○委員長（小高一紘君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
協議第14号 那須野が原ハーモニーホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小高一紘君） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。
次に、日程第5 議案第37号 平成28年度使用教科用図書採択についてを議題といたします。
議案の朗読をいたさせます。

(書記 議案朗読)

- 委員長 (小高一紘君) 教育長から提案理由の説明を求めます。
- 教育長 (新江 侃君) ただいま上程になりました、議案第37号につきましてご説明申し上げます。
議案第37号 平成28年度使用教科用図書の採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、教育委員会が採択するため、平成28年度に使用する教科用図書の採択について提案するものであります。
なお、採択にあたりましては、大田原市立小中学校教科用図書採択協議会において審議、選定され、同採択協議会より答申を受けたところでございます。
詳細につきましては、学校教育課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜われますようお願い申し上げます。
- 学校教育課長 (月井祐二君) (説明を行う)
- 委員長 (小高一紘君) それでは、ここで、順次各委員よりご意見を述べていただきたいと思えます。川上委員からお願いいたします。
- 委員 (川上聖子君) 教科書選定にあたって、大田原市の生徒のために時間を割いてくださった先生方に改めて感謝したいと思います。私自身、全教科全科目を網羅することは本当に難しいのですけれども、教科書を閲覧させていただいたうえでの感想と意見を述べさせていただきます。
全教科の教科書を見せていただいて、自分自身が学生時代であったときの教科書、出版社が懐かしく、つい読み耽ってしまうこともありました。各教科とも我々の時代と違って内容も変わってきているなという印象を受けました。
全部に関しての感想は言えないと思えますので、特に公民について、その中でも竹島、尖閣諸島の領土問題そして集団的自衛権に絞って、各教科書の索引から拾って読ませていただきました。その前に歴史地理公民3科目すべてを出版しているのが教育出版、帝国書院、日本文教出版、東京書籍であること。歴史公民だけを出版しているのが、清水書院、育鵬社、自由社であることを認識したうえで、お話をさせていただきます。
まず、東京書籍ですが、領土問題については4ページ記事がありました。また、集団的自衛権については、1ページ掲載されておりました。この全部の教科書のなかで、東京書籍だけが集団的自衛権について、説明に憲法9条という記述が載っていること、集団的自衛権のところには、政府は主権国家には自衛権があり、必要最小限の実力を保持することは禁止していない、と説明しております。一方で、自衛隊は憲法第9条の考え方に反しているという記述もあり、双方の意見が書かれていると感じました。
また、教科書の中で、「国際社会における国家について、次の語句を使って説明しましょう」と生徒に問いかける文言がありました。

○委員（川上聖子君）

教育出版です。索引からは、領土問題について1ページもありませんでした。集団的自衛権については1ページも記載がありました。2014年集団的自衛権の行使を認める閣議決定が行われました。これについては、「平和的生存権や憲法第9条の意味を重視する立場の方々から批判の声も上がっております」と両方からの意見が書いてあります。

また、そのほか東京書籍と同じように、「確認しよう」というところで、例えば、「日本の外交における3つの原則を書きだしてみよう」、という生徒への問いかけが記載してありました。

帝国書院ですが、領土問題については2ページ記載があり、集団的自衛権については1ページ記載されております。帝国書院につきましても、「確認と活用」ということで、次の例は独立国家としてどの成立要素が欠けているかという問いにあわせて、生徒に考えさせるという部分があります。

日本文教出版ですが、領土問題については、1ページ掲載されており、集団的自衛権については、1ページと説明が1ページありました。また、日本文教出版についても生徒に考えさせる箇所があります。

育鵬社については、領土問題が4ページ、集団的自衛権については3ページ割いております。育鵬社に関しましても、生徒に問いかけている部分があります。「竹島の歴史について調べてみましょう」「尖閣諸島をめぐる出来事について新聞記事などを調べて領土を守るにはどうすればいいか、それぞれの立場でまとめて発表しましょう」という問いかけがあります。

この中で、憲法改正の3というところがあり、読売新聞社の世論調査の2013年4月20日のものが掲載されておりますが、私なら現在ではどのような調査結果が出ているだろうか、という課題に対してインターネットなどで検索し、各新聞社の結果を自分で調べることができました。

清水書院ですが、領土問題が1ページ、集団的自衛権については0ページ、集団安全保障という文言がありました。

それから自由社は、領土問題が2ページ、集団的自衛権については2ページ書かれておりました。

今問題になっている竹島であるとか尖閣諸島や集団的自衛権については、子ども達や私たちも報道などで良く聞いている場所であり、そういった箇所について教科書を調べましたが、私自身もそうであり、どなたもそうであると思いますが、教育委員の立場から言いますと子供たちを戦争に行かせたくない、巻き込ませたくない、という風に思っています。教科書というのはとても大切であると思っておりますが、そこで教える先生方と子供たちがともに学ぶということが一番重要ではないかと思っております。

平和について、本気で教師も子供たちも考えていく授業をしていただきたいと思いますし、例えばガンジーの非暴力・不服従の運動であるとか、キング牧師の非暴力主義によって勝ち得た平和もあるということも再認識いたしました。

私としては、教科書選定にあたって先生方が選んだ教科書について尊重したいと思います。

○委員長（小高一紘君）

ありがとうございました。次に車田委員お願いします。

○委員（車田宏之君）

私は子供がおりますので、6月12日の教科書が公開される前に現在使っている教科書を借りて読んでみました。それで、いままで使っていた教科書と比較するような形で読み進めました。

国語ですが、今まで使っていた教科書と今回の内容は異なっております。東京書籍との違いですが、調べた限りですと光村図書は戦争に関係した題材が多く掲載されていると感じました。東京書籍のほうは、おそらく1つだけであり比較的少ないと感じました。

他の教科書でも戦争を題材にした学校図書では、三省堂は2つ、教育出版が3つ、一番少ない印象です。そういった戦争に関する記事、社会の歴史で戦争の話がでてくると何か感情的になってしまうので、教科書はなるべく事実を書くにとどめ、他の教科で、いろいろと作者の思いが込められたものがたくさんありますが、今回の採択では、そういったものをあまり取り入れずにこちらの本を選んだということで、その分、古典や現代文や文学を学びましょうという現れなのかもしれません。

必ずと言っていいほど古典はでるのですが、1年生で竹取物語、2年生で平家物語と枕草子、3年生で奥の細道、どの教科書も同じように取り上げられてまして、先生から暗記するように言われ、家でもずっと暗記するのですが、現代文と比べて、古典のリズムや抑揚は独特で、読んでいくうちに心地よいリズムがあり、千年以上も教科書的に使われており、文章も洗練されています。

特に枕草子は、どの教科書にも載っていますが、大田原市の子どもたちは自然豊かな町に暮らしており、春の山の様子とか、夏の蛍の様子とか、秋の虫の声や風の音ですとか、枕草子に描かれている風景をそのまま学べるのができ、都会の子供たちとは違った環境にいるので、たくさん時間をかけて、暗記してもらって、今はよくわからないかもしれないが、大人になって自分たちが暮らした四季の豊かさを感じてもらいたいと思います。

平家物語では、扇の的が書かれており、地元的那須与一の話が出ていることで、どの教科書にも出ておりますが、有名な作品に地元の人物が出ていることは、子ども達も誇りに思っていると思います。

また、奥の細道ですが、いままで使っていた光村図書には、黒羽と雲巖寺がでており、すごく良いと思っておりましたが、他の教科書では、全部載っているところは少なく、東京書籍は地図には載ってませんが、黒羽の説明はでております。地元が載っていますので、こういったものも子どもたちには興味を持って勉強できるのではないかと思います。

結論ですが、選考委員会の先生方の意見を尊重しまして、新しい教科書でよろしいのではないかと思います。

○委員（車田宏之君）

次に歴史ですが、歴史の学習は昔のことを記憶していくことだけではなく、過去の人々が築き上げた文化や伝統について未来の人に伝えていく勉強ですけれども、ちょっと歴史が、他の教科と違うのは、学力の向上を考えれば試験に出るところをほとんどが暗記するようなもので、入試に臨み、実際に入試にもそのような問題が出題されることとなり、論じるような問題は多くなく、どの教科書もそれほど変わらないのではないかと思います。

今世界や日本が抱えている問題を歴史をもとにどう解決していくかを考えることも歴史の大事な勉強ですが、そこを考えると歴史と公民の教科書は少し書き方が違ってきますし、検定を受けているので極端に違っている部分はありませんが、教科書によって記述の違いがあるように感じました。

長男がもう卒業して高校2年になっていますが、歴史で問題になっている特に現代から遡って、近代の戦争についてどのように教わったのか聞いてみたのですが、たとえば、太平洋戦争で真珠湾を攻撃し、アメリカを怒らせて、いまだに真珠湾を忘れるなどと言われることもあり、アメリカを奇襲で攻撃したのか、ただ通告が遅れたのか、子どもに聞いたのですが、これは奇襲だと答え、その背景には、学校で勉強する前に「トラトラ」の一場面の「我、奇襲に成功せり」という言葉や年号を覚えるときに使われる語呂合わせの「行くよひそかに真珠湾」（1941年）という様子からの影響があると思います。

また、日本国憲法は、押し付けられて作ったのか、そうではないのか、ということに関しては、アメリカに言われたけども日本で直して、議会を通して日本国憲法になったといった問題に関しては、どちらかといえば後者の考え方でありました。

今使っている教科書の歴史の方ではアメリカからという印象ですが、公民ではもっと詳しく書いてあったように思います。

それから、先ほど川上委員がおっしゃっておいりました集団的自衛権の問題やイラクへの派遣など、そういうことが憲法に違反するかどうか、どのように教わったのか聞いてみたところ、教科書に載っていないこともたくさんあり、先生がいろいろな資料を持ってきて、生徒に考えさせるという授業が行われたそうです。この時代に限らずみんなに考えさせ、例えば、憲法は改正すべきかどうかという課題を出し、子ども達は今の時代にそぐわないから改正した方がいいとか、いや今のままでしあわせに暮らしているからそのままがいいという答えをたくさん書いてもらい、先生がその代表的な回答を選んでプリントし、それを議論してどちらが正しいかを決めるのではなく、先生が模範的な答えを出すのでもなく、みんなに考えさせる授業を行っていたそうです。

子どもたちは、この問題に対して、先生の立場では答えが出せないんだなとわかっていたらしく、息子も先生にどう思っているか聞いたところ、「公務員である先生の立場では答えられないんだよ。」、というように言っていたようです。先生は、憲法を改正しましょうという立場にないし、今行われている政治に対して、こっちが良いとか悪いとかではなく、あくまで中立的な立場で子ども達に自分たちで考えさせる授業を行っていたようです。

○委員（車田宏之君）

息子たちは、とてもいい授業を受けたと思いました。教科書を見ていろいろな書き方がありますし、メディアにしても政治家や憲法学者などが議論していることに答えを出せないという先生の立場も理解できます。先生は公務員ですが、子ども達は公務員でもないので、自由に自分の意見を持って、これは良い、これは悪いんじゃないかということを考えさせることは、これからどうやって生きていくか、政治に無関心にならないようにするにはどうしたらいいかなど教えてください。そういった授業を望みます。

これだけは譲れないという思いは、先ほど川上委員がおっしゃられましたように子どもたちが戦争に行かない、今後他の国と戦争になりそうなことがあったとしても、自衛隊の重要なポストに就いたとしても総理大臣になったとしても最後の最後まで戦争にならないように何とか策を練る、そういった子どもたちに育ってもらいたいと思います。

教科書は、事実を書いていることが多いので、戦争を反戦といいますか戦争は良くないわけで、日本が起こしたことも良くないし、他の国が起こしている戦争も良くない、いろんな教科で戦争に関する題材が載っていますが、例えば音楽では、今使っている教育芸術社の中でチェコがオーストリアに支配されているときの楽曲であったり、ロシアがフィンランドに圧制を敷いているときの楽曲であったり、ショパンの「革命」という曲もポーランドがロシアに支配されているときの楽曲という説もあります。

美術の3つの教科書全部に書いてありましたが、ピカソの「ゲルニカ」などは街が空襲に遭ったときの絵であります。そういったものも反戦を表しており、これをきっかけに戦争は嫌だなとか思ってもらえたらいいのですが、いろいろなところで戦争はいけないということが盛り込まれています。

私は、昭和40年代の中頃に教わった担任の先生は、ゼロ戦に乗っていてアメリカ軍と戦ったという経験のある先生でしたが、先生は、アメリカと戦ったということしか話をされませんでした。被害者意識や加害者意識とか戦争責任などについてはお話されませんでした。自分の両親とか祖父母や軍人だった親戚も含めて戦争の責任について語る人はほとんどいなくて、戦争終結から30から40年経っても、中国、韓国や東南アジアの国々から戦争の責任どうするんだという話は、自分が子供だった時にはなかったように思いますし、もう忘れようとか、恨みっこなしにしようというような感じだったと思います。

しかし、ここ10年20年の間に戦争が終わってから生まれた人たちに責任をどうとるのかという話がたくさん出てきております。日本人でも加害者側から悪いことをしたという話も出たり、原爆を投下したアメリカでも本当に原爆は必要だったのか、などこれまで語られなかった加害者からの話があったり、非常に複雑になってきていて、今の子どもたちの歴史教育はたいへん難しくなっているのではないかと思います。

戦争が終わって、しばらくその話をしなくなっていた時代から、またぶり返えされた中で教育しなくてはならないのは大変だと思いますが、子ども達と一緒に考えていかなければならないのではないかと思います。

○委員（車田宏之君）

広島とか長崎とかドイツのアウシュビッツなど被害者側の話は多いが、加害者側からの話は貴重であり、過去の歴史のいいものだけでなく、悪いものを知り受け止めていく学習もこれから必要なのではないかと思います。

教科書については、これがとても素晴らしいというものはないのですが、育鵬社の中で、他の教科書よりもよく書いていると感じたのは、聖徳太子の「十七条の憲法」があり、育鵬社と自由社は十七条全て掲載してあって、和を重んじる考え方がのちの日本の伝統に与える影響が大きかったとあり、今の憲法が謳っている平和にもつながるのではないかと思います。千二百年も前にこのような平和な憲法が存在したということは誇れることであると思います。

また、日本人の良さということで、江戸のエコロジーという話があり、町が非常に清潔にできていて、リサイクルもよくできていて今に通じるんじゃないかと思います。幕末や明治時代に来日した外国人が見た日本というところで、トロイの遺跡を発掘したシュリーマンは、公衆浴場に入ってみんなきれいだったとか、動物学者のエドワード・モースは、旅館に預けたお金がカギも掛けない部屋で盗まれなかった話などがあったり、一方で、ドイツの学者ベルツは、文明開化を急ぎ過ぎて良い伝統が失われつつあるという記述もありました。

浮世絵の影響というものは、育鵬社、自由社、教育出版、帝国書院にも載っていましたが、日本の芸術が世界の芸術に影響を与えたということを伝えており、美術の3つの教科書にもこれは記述があり、日本には立派な伝統があるんだということがわかると思います。

次に、数学ですが、最近子供の授業参観に行ったときの方程式の解を求める2年生の問題ですが、2通りの方法で解きましょうということで黒板でやっておりましたが、見出しとか網掛けの強調の仕方など分かりやすかったのは教育出版、啓林館、日本文教出版であり、今回の啓林館も入っており、自分で見てもわかりやすいと思いました。それから、3年生のどこにも載っていますが、ピタゴラスの定理、三平方の定理についてわかりやすかったのが啓林館、教育出版、数研出版でありました。

1年生の平面図形の巻末問題で、これはわかりやすいわかりづらいということではなくて、巻末の応用問題ですが、教科書によって解かせ方に違いがあり面白かったのですが、東京書籍と啓林館は、ヒントや答えもなく、文教出版については、ヒントや解き方の解説も付いていて、問題の肝となる伏線まで入っており、ちょっと残念だなと思いました。せっかくの応用問題なので、東京書籍や啓林館のようにヒントなどはなしで、どうやって解くのだろうと考えさせることが大事なのではないかと思しますので、啓林館の教科書が良いと思います。

理科ですが、数学と同じ啓林館で、どの教科書も同じように地震や放射線のこと、いままでなかった分野、東日本大震災前には書かれてなかったことについて、あまりに知識が不足していることから今回学習してほしいということで載ってきたのだろうと思います。どの教科書にも載っています。

○委員（車田宏之君）

啓林館のいいと思ったのは、1年生になったばかりには、植物の観察を始めに学びますが、他の教科書ですとイラストがもう少し小さく、写真が載っているものが多いのですが、昆虫や植物の観察には写真よりもイラストの方がわかりやすく、啓林館はイラストと写真が両方出ているところが良かったと思います。やはり、どんなによく撮れている写真であっても、学習するにはイラストの方がよりわかりやすいと思います。

保健体育は、どの本も今話題の熱中症にならないようにするにはどうすればよいかとか、AEDを使うときに注意しなければならないことですか、感染症を防ぐためにはどうすればよいかですか、細かいことが書いてあって良いと思いました。また、タバコの害について、中学生が注意しなければならないことが書いてあって良いと思いました。

性教育の生殖にかかわる話が、かなりページを割いているところですが、中学生の保健体育で一番たいへんな教育ではないかと思いますが、この教科書では不十分なので、2002年から助産婦さんをお願いして授業をしてもらったりしているのですけれども、産婦人科学会で「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」というものを出しています。学会の宣伝が不十分なため、どの先生も持っているとは思わないのですけれども、ここにはすごく詳しく書いてあります。

子供のアンケートを見ると「どんなことを知りたいですか」という問いに「避妊の方法とリスク」というのがあり、学校の教科書ですと避妊の方法が詳しく載っているということではなく、マニュアルには、避妊の方法が詳しく載っているし、もし失敗したときの対処の方法まで載っています。そこまで教えなくてもと思う方もあろうかと思いますが、婦人科に駆け込んでいくような中学生は、こういうことを予め知っておけば、もしかしたらよかったのではないかと思います。本当に難しい問題ではありますが、教科書以外のものも使って勉強していただきたいと思います。

教科書については、基本的に採択されたものを尊重いたします。技術家庭など十分にここがいいとか判断できなかったものもありますが以上で終わります。

○委員長（小高一紘君）

ありがとうございました。次に深澤委員お願いします。

○委員（深澤道昭君）

それでは、私はこのような大役は初めてですのでたいへん責任ある役割かなと思っております。正直なところ各社の教科書にそれほど差はないと思っておりましたが、目を通し始めると意外と内容に差があることに気づき、さらに責任を感じているところです。

さっそくですけれども、メモを使いながら自分の意見を述べさせていただきます。私は、わが地域の子供たちが、思いやりにあふれる素直な子供に育ててほしいと思っていますが、まず、歴史・公民以外の教科書について目を通していきました。内容については、知識を深める、覚える、あるいは知識力、技術力を高める、問題を解決する力をつけるといったものが書かれていると感じております。

○委員（深澤道昭君）

よって現場において、教師が使いやすい、手を抜くということではなく、教え易い、あるいは生徒がこの教科書で学びたいといったものであれば良いと思います。

歴史と公民については、中学生とはいえ、これからの長い人生において、物事を正しく判断して行動する、そういう意味で大きく関わる分野かなと思います。よって過去の多くの人々の様々な思い、思惑、考え方から歴史を正しく理解する、様々な考え方があることを学ぶ、そして大いに疑問を持って、自己の考えを素直に整理して行動できるような子供に育ててほしいと願うものです。

やがて大人になり、社会に貢献する人間として、また、国際感覚に豊かな人間として子供たちが成長するうえでは、疑問を持つということは非常に大切なことであると思いますし、学ぼうとする意欲に結びつくのではないかと考えております。よってそれらにつながる教科書であればと思います。

いま述べたところの思いを元に歴史・公民の教科書について少し意見を述べさせていただきます。歴史についてですが、古代国家の形成、邪馬台国の記述では、当時の日本の国の様子、あるいは生活の様式などが中国の歴史書ではありますけども、魏志倭人伝からうかがい知ることができる、その内容に物足りなさを感じる教科書がありました。

また、いまだ議論が続いている九州説と近畿説について触れていない教科書もありました。つぎに鎌倉幕府の起源についてみてみました。最近頼朝が守護地頭を配置した1185年とする考え方と従来の征夷大將軍に任じられた1192年とする考え方と分かれるところが出てきたとっておりますが、どのように伝えているのか興味がありますので見てみました。結果は、新たな考え方を消している教科書もありましたし、明確にしていない教科書もあり、最近は両説あるという記述をしてもいいのかなと思います。今の日本の進捗状況では仕方ない記述なのかなとも思います。

満州事変についてですが、教科書によって表現の違いはありますけれども日本軍、関東軍が満州鉄道を爆破し、中国の仕業として軍を進めていった、という背景がありますけれども、その中国の仕業という記述のない教科書が1社ありました。戦争に突入する背景として大切な言葉であると思います。よって歴史の教科書として、そういった記述がないとすれば不十分さを感じます。

それと、日清、日露、第1次世界大戦、第2次世界大戦、太平洋戦争についてですが、それぞれの戦争がどのような世界情勢の中で戦争に発展していったのか、またどのような時間を経て終戦に至ったのか、その背景について先の戦争を正しく理解するといううえで非常に大切なことであると思っております。

当然ことですが、中学生のレベルでありますけども、詳細にまとめられ記載されている教科書もあれば、事実程度の記述にとどまり、背景に乏しい教科書となっているものもありました。この場面は、しっかり記述が欲しいと私は考えています。それによってなぜ戦争が起きたのか、どのような経過を経て、いまの平和な日本にたどり着いたのかを学ぼうとする意欲を持つことになり、正しい理解につながるものと考えています。

○委員（深澤道昭君）

加えて、御前会議での天皇の発言について、大日本帝国憲法では主権は天皇にあったわけですが、新憲法では主権は国民にありということで、天皇は国の象徴という風になっていくわけであります。そこで、新憲法が制定させれる以前において主権として果たした天皇の役割について知っておくべき必要があるなど私は考えております。

それは、戦後の象徴天皇としての役割、また皇室のあり方についてやがて正しい理解につながるものであると思います。これについては、2社、育鵬社と自由社が、内容は要約した形ではありますが記述がありました。

次に領土問題、国の主権にかかわる問題ですが、歴史のみならず公民との深い関わりを感じました。歴史で考えるものを公民で補う書き方をしているとそんな風を感じました。

記述の内容、捉え方に大きな差があることを正直感じました。北方領土、竹島、尖閣諸島について記述がありますけれども、歴史認識の背景に乏しいもの、また、テレビ等をにぎわしている他国との争点すら記載されていないものもありました。

一方では、それらをわかりやすく最新の図面、コラム等で取り上げる形で工夫しながらしっかりと記述しているものもありました。領土問題だけではありませんけれども現代社会においては、多くの問題についてメディアを通じ情報に触れる機会がきわめて多い今日となってきているわけですがけれども、それらの争いがなぜ起きているのか、中学生レベルであっても疑問を持つことは大切なことだという風に考えておまして、このような事柄については争点も含めてしっかりした記述が欲しいと考えています。学びを深める正しい理解につながるものであると思います。

公民についてですが、特に私が思う話題にある事柄について述べさせていただきます。日本国憲法の制定についてですが、政府は大日本帝国憲法を見直して改正案を作成しましたが、GHQがこれを拒否し、連合軍独自の案を作成し、受け入れを厳しく迫り、日本政府はこれをもとに改正案を出して、結果的には一部改正を経て公布されるという背景がありますが、その背景に触れていない、あるいは記述に乏しい内容の教科書もありました。

また、平和主義、9条について、単に戦争を放棄した程度の記述のものもありましたが、非常に物足りなさを感じました。一方で具体的な内容まで記述している教科書もあり、いまの自衛隊の実態について憲法の規定との整合性について議論があるとの記述のあるものもありました。

これらの充実した記述は、どのような背景のもとに世界に誇れる徹底した平和主義の憲法ができたのか、興味を引く内容であり、さらに学ぼうとする意欲の醸成につながるものと考えております。憲法の改正については、ほとんどのものが改正の手続きのほか表現の違いはあるものの、慎重に行うべき旨の記述としておりました。

わが国の安全保障、日米安全保障条約についてですが、抑止力の及ぶ範囲までとしているものもあれば、対外的な安全にまで触れているものもありましたが、記述に対しては不十分さを感じました。

○委員（深澤道昭君）

エネルギー問題についてですが、原子力発電への依存をできる限り減らしつつと記述を加えたものが1社ありましたが、それぞれの資源の問題を提起しながら、新たなエネルギーの確保について考えていかなければならないというような記述がありました。これらについては、特に違和感を覚えるものはありませんでした。

最後に、国家についてですけれども、ほとんどの教科書が、国家とは領域・国民・主権の3つの要素からなるものであると記述され、その記述のないものが1社ありました。また、あいまいで学びにくい表現のものが1社ありました。国旗国歌では、全教科書とも表現は違うものの、国のシンボルあるいは象徴としており、国際会議ではこれを尊重するのは礼儀であると記載されておりました。しかしながら、1999年の国旗国歌法の制定に触れていない教科書があり、きわめて不十分さを感じました。私は、この一連の流れの区切りとして捉えており、それらは記述されるべき事実であると考えております。

歴史公民について述べさせていただきましたがけれども、私は郷土を愛し、そして日本人として誇りを持ち、思いやりにあふれる素直な心を持つ、そんな子どもたちに育ててほしいと思っているところでありまして、そういう意味で歴史と公民の教科書は育鵬社のもので適切と考えておりました。

写真やイラスト、地図、図面など豊富に使用されており、登場人物も多岐にわたって紹介されておりました。さらに本の構成についても学び易いように工夫されています。また、他国との関わりなどや社会的な諸問題についての記述も豊富で、情報化時代の現在において、何が問題なのかを捉えようとする意識、疑問を持つ意識、これらを醸成することにつながる内容となっております。これらの内容は、学ぶ意欲につながるものと考えております。

結論ですが、さきほど採択協議会の答申内容の報告を受けました。自分の考えと照らし合わせてみますと今回の教科書採択については、答申を全面的に尊重いたします。この答申の内容で問題ないものと考えております。採択協議会の開催については、たいへんご苦勞があったかと思えます。お世話になりました。以上です。

○委員長（小高一紘君）

ありがとうございました。次に日原委員お願いします。

○委員（日原悠子君）

はい、4年に1遍、高校受験をするくらいに教科書を読ませていただき感謝しております。教科書採択ですので、歴史公民ばかり注目がいくこともどうかと思えますので、専門の美術のころから行きたいと思えます。

個人的には、光村図書を推したかったのですが、まず、作品の紹介もいいですし、統一感もあって綺麗で、ずっと手元に置いていてもいいなと思えました。たぶん、先生方は開隆堂を選ぶんじゃないかと思ったのですが、というのも開隆堂のものはずいぶんハウツーな内容なので、使いやすいのではないかと思います。日本文教出版ということで、前回もそうですが、変えないということなんだろうと思えます。

○委員（日原悠子君）

開隆堂は、社会問題を自分たちの生活に密着した美術として考えている点がいい点かなと思ったのですが、生徒の作品が多すぎて、その生徒の作品がみんな見栄えのいいものばかりなので、これがすばらしい作品だとみんなの頭の中にインプットされてしまうことへの抵抗感があって、光村図書を推したいなと思ったのですが、美術はなかなか技術的なこともあるので、これは採択協議会の日本文教出版でよろしいと思います。

音楽ですが、国歌君が代のページがきれいだったのが教育出版だったんですけども、教育芸術社の音楽史がすごく丁寧に書かれていて、甲乙つけがたい内容であり、これはどちらを採用してもいいのかなと思いました。結果として教育芸術社で良いと思います。

次の保健体育ですが、教科書のデザイン的なものとしては学研のものと思いましたが、内容的には、どの教科書もそれほど差がないので大修館でよいと思います。家庭技術ですが、開隆堂は分類があまり良くないのですが、全体的に見やすい印象がありました。東京書籍は、食に関しては丁寧で、地域との関わりなどが他社よりも詳しく書いてあったように思います。技術のほうは、歴史の年表が付いているのはいいと思いましたが、開隆堂で問題はありません。

国語ですが、前回光村図書でしたので、今回も光村図書かなと思いましたが、東京書籍ということで大賛成であります。松山善三の「碑（いしぶみ）」を見たとき東京書籍はいいなと思ったのですが、学校図書の谷川俊太郎、向田邦子、あわやのぶこなど作家の選択がとても面白くて、これも捨て難いなと思いましたが、東京書籍でいいと思います。

英語についてですが、たいへん苦手な科目なのですが、東京書籍の表紙がきれいで、中身もシンプルで見やすい印象でしたが、昔から英語といえば三省堂というスタンダードな感じが私も好きなので、三省堂で良いと思います。数学は、ずっと啓林館だと思いますが、ノートの工夫などがくわしいし、別冊をつけて幅広い学びを考えている点で良いと思っています。

理科についても得意な分野ではないので、啓林館でいいのですが、ちょっと目次が見にくいと思いましたが、ただマイノートなど主体的な学習ができるような工夫がされている、それから、最近いろいろと取り上げられているDNAの説明も割り合いよくできている気がしました。

これまでの教科書については、採択協議会が選んだ教科書で同意いたしますが、歴史と公民について、私は他の委員とちょっと違った意見かもしれません。川上委員が各社の比較を詳しくしていただいたので、私は、ちょっと問題だなと思う部分を申し上げます。

例えば、扶桑社が入ってきた時と比べますと自由社、育鵬社も神話は歴史だよというような始まりはしていないのですが、それでも自由社は神々の系図だとか、国造りだとか、神話についてはいろいろな教科書に出ているんですけども、やっぱり歴史ではないんじゃないかという感じの掲載の仕方だった気がします。

○委員（日原悠子君）

戦争の終結のところの見出しが聖断下るとなっており、「御前会議を持って聖断を仰ぐ」としている聖断の文言を全部載せていますが、深澤委員のような考え方もあると思いますが、育鵬社は「ポツダム宣言の受け入れをめぐる会議（御前会議）」や「天皇の判断（聖断）を仰ぎ」というように書いてありますが、両方とも国民とともに歩んだ昭和天皇として、昭和天皇のエピソードを載せています。昭和天皇のことは好きですし、書いてあることはそうなんだろうと思いますが、平成の世の中を生きていく子どもたちに、今、昭和天皇なのかなという気がしています。

それともうひとつ、全体的に比べると育鵬社は戦後からの記述が少ないですね。その辺のところがちよっと気になりました。戦後から現在までが19ページということで他社に比べて少ないのが気になりました。

憲法の制定なんですが、公民の方に書いてありますが、「大日本帝国憲法をもとに改正案を作成しました。しかし、GHQはこれを拒否し、自ら1週間で憲法草案を作成したのち、日本政府に受け入れるように厳しく迫りました。」という記述ですが、これは、いかにも取ってつけたような憲法草案を作ってきましたよ、と受け止められるような記述だなと思います。

実際には、日本側もかなりの方々いろいろなものを草案し、それらを参考にしてGHQは作成して、突きつけてきたのは1週間前だったかもわかりませんが、作るまでにはもう少しかかっていたのではないかと思いますし、いかにも簡単に作った憲法だから、これは改正してもいいんだ、という感じに受け止められて、納得できないなと思いました。

自衛隊を積極的に海外で活動できるように法律を整備することが議論されています、という書き方ですが、議論されているという事実は公民なので歴史とは違い問題ないと思いますが、このような書き方ですと、もうすでに「派遣ありき」という書き方のように憲法違反ではないかという憲法学者たちもいる中で、こういう書き方は、最初に「派遣ありき」なのだという感じがしました。

育鵬社は、全体的に、地理がないせいともわかりませんが、不要なイラストや細かい話が多すぎて、内容が盛りだくさんで分かりにくい感じがしました。東京書籍の方は、憲法に限ってみますと政府が作った改正案は天皇主権を維持していたため、GHQは民主化が不十分であるとし、自ら草案を作成し、政府は作業を待たずして改正案を作りました、というように書いてあって、清水書院は、政府や学者などがそれぞれ草案を作ったという風なことも書いてあったりしています。

東京書籍は自衛隊の国際貢献としてPKO協力法に基づきカンボジアや東ティモールの平和維持活動やイラク戦争やソマリヤへの復興支援をしてきました、このような活動には慎重な意見もあります、と記述しております。

○委員（日原悠子君）

清水書院は、憲法9条と自衛隊についてももう少し踏み込んだ書き方をしております。大半が朝鮮戦争の記憶がない世代になってきているのですけれども、私が小学生のころは日本国は本当に武器を持たない丸腰だから、どこからも攻められない、そういう国になって、それは素晴らしい憲法なんだと教えられてきました。

状況が変わって、世の中が変わっているから、憲法を改正してもっと良くしようという考え方もあるでしょうし、そうやっていけばいくほど抑止にはならず、逆に戦争に巻き込まれるんじゃないかという意見もあると思うので、車田委員もおっしゃられたようにどの教科書を使っても先生方がどのように教えるかによって変わっていくなと感じています。

私は、地理と地図は帝国書院を採用しているにもかかわらず、帝国書院は地図と地理、歴史公民がリンクして書いているので、なぜ全部帝国書院ではいけないのだろうかと考えております。そういったことで、歴史公民の教科書については賛成しかねるという風に意見を申し上げます。

○委員長（小高一紘君）

ありがとうございました。それでは10分ほど休憩いたします。

（※10分休憩後再開）

○委員長（小高一紘君）

それでは、引き続いて会議に入ります。

私は4年前にも要望したことですけれども再度要望いたします。歴史に関する件ですけれども、それは古代国家の形成について、中国の歴史書から見た日本、倭人という書き込みについてです。4年前にも申し上げましたが、全出版会社の記述についての疑問と要望になります。

今回中学教科用図書の採択については、8社が展示しております。その教科書の中に記述している「倭」日本という意味です。これは中国の歴史書後漢書・漢書・三国志の魏志倭人伝の中に出てくる呼称であります。

中国で倭という言葉は野蛮、野蛮人ということの意味します。野蛮とは教養がなく、いやしく、無作法で荒っぽいという意味であります。古来中国には、自国が唯一の文明国であって、周辺国を野蛮、野蛮人であるとする中華思想がありますし、今でも残っております。その思想の中で書かれた日本対する歴史書は内容において決して公平公正なものではありません。

魏志倭人伝の中に書かれた邪馬台国の位置についても不正確なため、近畿説や北九州説が唱えられ、いまだに結論が出ていないことを見てもわかることと思います。

○委員長（小高一紘君）

中華思想を土台に書かれた中国の歴史書自体に信ぴょう性がないということになると思います。いまの日本に当時の国家に関する文献がないからといって、中国の歴史書漢書・後漢書・三国志の魏志倭人伝によること、ことわっておりますが、それをそのまま日本の中学生の学ぶ歴史に載せ、読ませ、書かせることは日本人として非常識もはなはだしいことであり、我々の祖国を「倭」と口にしたり、祖先を「倭人」と日本人自らが口にすること自体が大きな間違いであろうと思います。

ちなみに、邪馬台国の「邪」は不正、よこしまなどの意味があり、倭の国の奴国の「奴」は召使や心身を奪われたものの意味があります。名詞はしかたありませんが、「倭」は当時の日本という意味で読みかえれば良いのではないかと私個人は思います。いまの日本の中学生が学ぶ教科書には特に古代歴史について、中国の歴史書から見た日本について書き表してありますが、中国の歴史書を使って日本人の見た古代日本の姿を書き、読ませるべきであると思っております。

古代国家の形成について、中国の歴史書の倭人についてどのような記述がされているか調べてみました。帝国書院は、24ページ25ページにかけて漢の歴史書によれば、紀元前1世紀ごろは、100ほどの国に分かれていました、これは漢書に載っています。1世紀半ばには奴国、現在の福岡市付近の王が漢に使いを送り、皇帝から金印を与えられました。これは、後漢書に載っております。また、魏志倭人伝によると卑弥呼が、邪馬台国を治めていたと書いております。当時の邪馬台国の様子として、魏志倭人伝では、野蛮な様子で書き表されております。

また、東京書籍の34ページ35ページにかけては、ほとんど帝国書院と同じ内容であります。日文においては、29ページにやはりほぼ同じ内容で、魏志倭人伝からとはことわっておりますけれども、倭人の野蛮な様子が描かれております。また、教育出版は26ページ27ページにほぼ同じ内容で記述がされております。そこには邪馬台国の様子として、野蛮な様子が描かれております。

また、清水書院は24ページから25ページにかけて、朝貢の仕組み、これはご承知の通り、朝貢とは中国とその周辺の国々の儀礼的な関係で、周辺国の支配者が中国皇帝の徳を慕って行うものとされました。周辺国は中国と対等な立場ではありませんが、中国に服従するわけではありませんけれども、中国を中心とする東アジアの国々間の基本的なルールとして国際的な秩序を整え、19世紀まで続けられたこととなります。そのように記述されております。これは、まさに中華思想の現れであるなと思います。

それに引き替え、自由社は、41、42ページにかけて、邪馬台国の様子については100ほどの小国に分かれていた、漢に使いを送り金印を授けられた、しかし、他者と同じような野蛮な表記はされておられません。そして、特筆すべきことは、外目から見た日本として、当時の日本は、盗みがなく、争いの少ない社会であった、これは3世紀後半の魏志倭人伝から抜粋したものであると書いてありました。

○委員長（小高一紘君）

中国には、唯一の文明国で、周辺国を野蛮人とする中華思想があった、邪馬台国や卑弥呼といった卑しい感じで表していることもその表れであろうと思います。皇帝は、朝貢してくる蛮人を臣下として王の称号を与え、任命書によってその国の支配権を認め、王に封じられた当事者の国は臣下の朝貢国となった、これは冊封体制という、このように記してあります。

こうした東アジアの秩序を「華夷秩序」といい、現在中国を中心に進められている世界銀行にも同じような流れで伝わっていくのかと思います。

また、育鵬社は、29ページにおいて邪馬台国の様子は自由社と同じような書き方をしており野蛮な様子は書かれておりません。邪馬台国には文字を扱う役人や身分の高い人々が存在しており、国の統治の仕組みが整えられていたと書いてあります。

このたび展示されている歴史教科書の中で、東京書籍、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社の各教科書には、倭イコール日本と記述されており、清水書院、教育出版には、あくまでも倭と読ませるようにしています。何がそうさせているのかわかりませんがぜひ知りたいと思っております。

古代国家の形成の中で邪馬台国、現在の日本の様子について、帝国書院、東京書籍、日本文教出版、教育出版、清水書院は中国の歴史書魏志倭人伝により引用しており、邪馬台国は乱れに乱れ当時の日本人は野蛮な人種であり、日本を差別し、蔑視した内容の記述でありますけれども、自由社、育鵬社はほとんど反対の記述がなされております。同じ魏志倭人伝の中でも、このように違う内容になることは、どういうことなのかと疑問を持ちました。

視点のあり方を日本の中学生が学ぶ教科書ということを第一に考えたならば、このような表現の違いは生まれてこないはずですし、執筆にあたって帝国書院、東京出版、日本文教出版、教育出版、清水書院は日本以外の国に軸足を置いて書かれた教科書といわれても仕方ないのかなという思いをいたしました。

次に、いつも問題になります南京事件について調べてみました。この一件については中国人の死者数日本の行為について、学者や専門家の中で論争になっているにもかかわらず、自由社、育鵬社以外の教科書は行為の実態、死亡者の人数などについて、それが全て事実であるが如く、中国の主張に沿った内容になっております。育鵬社の教科書は中国人に多数の死者が出たという記述はありますが、行為の実態、死亡者数については記述がありません。今でも調査中論争中であることを考えると自由社、育鵬社のように純真な中学生の学ぶ教科書には書かない方が常識であると思っております。

それでは、各出版社がどのように書かれているか調べてみました。

○委員長（小高一紘君）

帝国書院は、220ページに1937年7月北京郊外の盧溝橋で日中両軍が衝突した盧溝橋事件をきっかけに日中戦争が始まりました。日本軍は、中国南部からも侵攻し、上海や当時首都であった南京を占領しました。南京では兵士だけでなく、多くの民間人も殺害されました。いわゆる南京事件です。この事件は、諸外国から非難されましたが、戦争が終わるまで日本国民に知らされることはありませんでした。死者数を含めた全体像については、調査や研究が続いています、と書かれています。

また、東京書籍については、同じく220ページに「日中戦争の開始と長期化」ということで、戦火は中国中部の上海に拡大し、全面戦争に発展しました。これを受けて国民党と共産党は日本との戦争のために協力しあうことを最終的に決め、抗日民族統一戦線が結成されました。日本軍は、1937年末に首都の南京を占領し、その過程で女性や子供など一般の人々や捕虜を含む多数の中国人を殺害しました。こう記述してあります。この事件は、「南京大虐殺」とも呼ばれ、被害者の数については、様々な調査や研究が行われておりますが、未だに確定していません。

日本文教出版は、228ページに「中国との全面戦争」という見出しで、戦火は上海に広がり、宣戦布告のないまま戦争が始まりました。いわゆる日中戦争です。日本軍は各地で激しい抵抗に遭いながらも戦線を広げ、12月に占領した首都南京では、捕虜のほか女性や子供を含む多数の住民を殺害しました。いわゆる南京事件です。当時は、この事件は日本国民に知らされていませんでした。戦後、極東国際軍事裁判に当時の調査資料が提出され、その後の研究で舞台や将兵の日記にも様々な殺害の事例が記されていることがわかりました。ただし、全体像をどう捉えればよいかなどさらに研究が必要な部分もあります、という記述であります。

教育出版は、219ページに8月には上海にも戦闘が広がり、宣戦布告のないままに、日本軍は次々に兵力を増強して戦線を拡大しました。12月に占領した首都の南京では捕虜や住民を巻き込んで多数の死傷者を出しました。この出来事は戦後の極東軍事裁判、いわゆる東京裁判で明らかにされました。ただし、犠牲者の数などについては様々な説があります。このように記述されております。

清水書院ですが、232から233ページに日中の軍事衝突ということで記述があります。この戦争で中国の民衆は大きな被害を受けました。日本軍は、広大な中国大陸に展開して、十分に補給を受けられなくなり、中国人を労働者として徴用し、食糧物資も略奪した。また、敵が潜んでいるとして、民家を放火したり、住民を殺したりすることもあった。南京占領の際には、兵士のほか、捕虜や武器を捨てた兵士、老人、女性、子供を含む非戦闘員も無差別に殺害されました。南京大虐殺と呼ばれるこの事件を諸外国では強く非難したが、軍の統制を受けた報道によって、当時日本人にはこの事実を知らされることはありませんでした、と記述されております。

○委員長（小高一紘君）

自由社は、233ページに日中戦争の始まりということで、8月13日中国軍の大軍と日本人居住区を守っていた日本軍との間で戦闘が始まりました、上海事変です。日本は、陸軍の増援部隊を派遣したが、中国軍の精鋭部隊に苦戦を強いられ11月までに4万人の死傷者を出した。このうち8年間続いた戦争を「中戦争」という、と記述しています。

育鵬社は、229ページに日中戦争として、日本政府は不拡大方針を取りましたが、一方で兵力の増強を決定しました。その後も日本軍と国民解放軍との戦闘は終わらず、8月には日本軍将校殺害をきっかけに上海にも戦闘が拡大しました。ここに至って日本政府は不拡大方針を撤回し、我が国と中国は全面戦争に突入していきました。日本軍は12月に首都南京を占領しましたが、戦争は長期化していきました。この時、日本軍によって、中国の軍民に多数の死傷者が出たこの事件の犠牲者数などの実態については、様々な見解があり、今でも論争が続いていると記述されております。

続いて、歴史のみ出版した特質な会社の学び舎については、朝鮮、台湾の人々と日本の戦争ということで、戦争が長期化すると日本政府は敗戦までに約70万人の朝鮮人を国内の炭鉱などに送り込んだ。長時間の重労働で食事も不十分だったため病気になるったり逃亡する人も多かった。さらに、志願や徴兵で多数の人々が日本軍に動員された。また、軍属とし日本の占領地にある捕虜収容所の監視や土木作業員を命じられた。朝鮮からは軍人20万人以上、軍属15万人、台湾からは軍人8万人、軍属12万人に上のぼった。

一方で、朝鮮、台湾の若い女性の中には戦地に送られた人たちがいた。この女性たちは日本軍とともに移動させられ自分の意思で行動することができなかった、と記してあります。

上記の書き方は、内容ともこれまで日本と韓国で問題となっていた従軍慰安婦強制連行の記述であると思います。この件については、吉田清治なる人物による戦後の作り話であり、なかったというのが歴史の真実であります。この件について、出版社、マスコミ誰も確かな釈明をしておりません。従軍慰安婦強制連行の記述の変遷について、これから説明しますが、帝国書院、東京書籍、日本文教出版、教育出版、清水書院、扶桑社それぞれどのような書かれ方がなされていたか調べてみました。

1996年、帝国書院は、慰安婦強制連行と記述してあります。東京書籍は、従軍慰安婦強制連行と記述してあります。日本文教出版は、慰安婦強制連行と記述してあります。教育出版は、慰安婦強制連と記述してあります。清水書院は、慰安婦強制連行と記述してあります。なお、1996年以前の教科書には慰安婦強制連行という記述はありません。

2001年の帝国書院は、慰安施設、強制的に連行、東京書籍は、慰安婦の記述はありませんが、強制的に連行と記述があり、日本文教出版は、慰安婦の記述はありませんが強制的に連れてこられて、という記述があります。教育出版は、慰安婦の記述はありませんが、強制連行と記述しております。清水書院は、慰安施設、強制的に連行と記述しております。

○委員長（小高一紘君）

4年後の2005年には、帝国書院は、慰安施設に運び、東京書籍は慰安婦の記述はなく、「連れてこられて」、日本文教出版は、慰安婦の記述はなく、「連れてこられて」、教育出版は、「慰安婦の記述はく、連れてこられて」、清水書院は、慰安婦の記述はなく、「強制的に連行」、ここで初めて扶桑社が出てきまして、「連れてこられて」、と記述しております。

特に学び舎の教科書を読んだ時に、純真な思春期の中学生が学ぶ教科書の記述にあたって、各出版会社がどのような資料をもとに、どのような調査を行って、どのような方の許可を得て出版したのか、いまだに説明のない事が不思議であります。

次に、今国会でも議論を繰り広げている、日本の平和主義と安全保障について調べてみました。これは公民であります。

日本は、世界で唯一の核兵器による被爆国であります。しかし、戦後平和主義を貫き第2次世界大戦後一度も戦争をしなかった日本は世界から高く評価されています。憲法9条は、戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めないと定めています。この平和主義は世界に誇れる基本理念だと思います。

しかし、現実問題として、日本を取り巻く国際情勢を思うと、日本の安全保障と国防の重要性をしっかりと理解させなければなりません。「平和主義、平和主義」と声高に叫ぶだけでは平和は維持できません。現実に日本近海では中国軍の艦艇や偵察を目的と思われる空軍機の飛来、ロシア海軍の潜水艦や威圧を目的と思われる爆撃機のが国領土すれすれへの飛行、また北朝鮮の日本に向けてのミサイル発射や不審船の問題、以前には中国漁船の日本の巡視船への故意による衝突事件などがあります。

私は、日本の安全保障と国防についてどのように記述してあるか調べてみました。

帝国書院は、40から41ページに「平和主義に込められた願い」として、私たち一人ひとりが夢を実現できる平和な社会を築いていくためには、平和主義を広めることが必要です。そのためには、積極的な外交が重要であり、国家間で軍縮を進め国際平和を実現できる仕組みを強化することがもとめられます。また、「日本国憲法と自衛隊」については、政府は、自衛のための必要最低限の実力組織に過ぎない自衛隊は戦力にあらず、戦争放棄といっても自衛権まで放棄したわけではないので憲法違反ではないとしていますと記述してあります。

○委員長（小高一紘君）

東京書籍は、42から43ページに「平和主義と憲法9条」として、日本は国を防衛するため自衛隊をもっています。自衛隊と憲法9条の関係について政府は、主権国家には、自衛権があり、憲法は「自衛のための必要最低限度の実力」を持つことは禁止していないと説明しています。一方で自衛隊は憲法9条の考え方に反しているのではないかという意見もありますと記述しています。「日米安全保障条約」については、他国が日本の領域を攻撃してきた時に日本とアメリカが共同で対応する事を約束しているとし、「自衛隊と国際貢献」については、自衛隊は近年、日本の防衛だけでなく、国際貢献として様々な活動を行っています、平和維持活動への支援、復興支援、自然災害、特に東日本大震災のときには大いに活躍しました。また、海賊対策などそれらについて記述してありました。

日本文教出版は、68ページから71ページに「日本国憲法の平和主義」として、日本国憲法は、戦力の不保持などを宣言することで平和主義を徹底しました。このような憲法のもとで日本は60年以上にわたり、戦争を起こすことなく平和を守っています。と記述し、「日米安全保障条約と日本の国際貢献」については、日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応するため、政府はこれまで許されないとしてきた集団的自衛権の行使を限定的に認める憲法解釈の方針を示した閣議決定をしました、このような記述がしてあります。

教育出版は、66ページから69ページに「平和主義を掲げる憲法」として、日本国憲法9条は、特に戦力の保持と行使に厳しい制約を課しています。日本国憲法は、徹底した平和主義の考えをもつ憲法である、と記述してあり、自衛隊の役割と存在をめぐってということで日米安全保障条約の役割と影響、国際社会の平和と日本の貢献について記述してあります。

清水書院は、92ページから97ページに「戦争の惨禍と日本国憲法の平和主義」として、戦争の惨禍、平和主義について記述してあります。「自衛隊と日本の安全保障」では、自衛隊の成り立ち、憲法9条と自衛隊、日米安全保障条約、国際平和維持活動と自衛隊について記述し、「世界平和と日本の役割」としては、諸外国との友好ということで日韓基本条約（1965年）の締結や日中平和条約（1978年）を結びましたが、それらについても説明がありました。また、非核三原則として、持たず作らず、持ち込ませずを基本政策としてきているというような記述がありました。

自由社は、160ページから161ページにおいて、「安全保障への努力と日本」の中で、「安全保障のジレンマ」主権国家がそれぞれ国益を追求する国際社会では、深刻な対立の発生が避けられません。そこで、各国は自衛権に基づき、必要な国家予算を使って軍事力を整えるなどして、国防に努力しています。軍事力は他国の侵略意図を予め抑える抑止力や国益を追求する外交交渉の手段として働きます。しかし、他方ある国の軍事力の強化は、周辺諸国に重大な脅威として感じられ相互不信と対立の原因ともなります。これを安全保障のジレンマといいます。

○委員長（小高一紘君）

軍事力は、安全を確保するうえで不可欠ですが、強すぎても弱すぎても問題を生むという難しい性質を持っています。自国の安全を図り国益を追求することと他国との良好で平和な関係を得ることの両立は簡単なことではありません。以上の文面解説は、現在日本が置かれている立場、状況を隠すことなくきれいごとばかりを立ち並べるのではなく、現実の問題として中学生に投げかける、思考させるという点で大変良いと思います。また、160ページに我が国周辺の安全保障環境として、解説図が中学生にもわかりやすく説明してありとても良い構成になっていると思います。

また、国際平和への努力として、各国は国連による集団的自衛権の考えを共通に受け入れ自国の安全や国益だけでなく国際平和を共同責任で創出し、維持する体制を取っている、と記述しております。わが国の安全保障として、我が国は自衛隊と日米安全保障体制によって、安全を確保しようとしています。我が国周辺には軍事大国が存在し、潜在的な脅威となっています。北朝鮮による拉致事件や核ミサイル開発、中国の軍備増強、国際テロなど新たな脅威が出現し、防衛力の役割は増えています。また我が国は資源の自給自足ができないため、世界の平和が我が国の存立と繁栄にとって、必要不可欠です。このため、我が国は防衛力の整備とともに諸外国との信頼を培い世界平和の推進に努めることがいっそう大切になっています、と記述しております。

育鵬社ですが、平和主義として、日米安全保障条約については、戦後の日本の平和は、自衛隊の存在とともにアメリカ軍の抑止力に負うところも大きいと言えます。この条約は日本だけでなく、東アジア地域の平和と安全の維持にも大きな役割を果たしています。また、有事への備えとして、国防という自衛隊本来の任務を十分に果たすためには、現在の法律では有効な対応が難しくなっているという問題点も指摘されています、と記述されています。

日本の防衛の課題として、日本周辺では北朝鮮との緊張が高まっております、これは日本に向けてのミサイル発射、北朝鮮工作船の問題、日本人拉致事件などでありますが、中国は近年一貫して軍事力の大幅な増強を進めており、日本を含む東アジアと南シナ海域を含む東南アジア諸国などの平和と安全にとって心配される動きとなっていると説明しています。

また、59ページには、上段に沖縄の基地について説明があります。日米安全保障条約に基づく日米安保体制は、日米の防衛の柱であり、アジア太平洋地域の平和と安定に不可欠です。一方で、地域住民の生活環境への影響を考え、日本政府は沖縄をはじめとする各地域の実情に合った負担軽減を行っています。この件は、国民全体に与えられた課題として、私たちは逃げることなく真正面から解決に向け、知恵を絞っていかねばならない問題を提起していると思います。

○委員長（小高一紘君）

また、57ページ上段には、各国の憲法に記載された平和主義条項と国防の義務として、日本以外の国でも憲法で戦争に否認や放棄などが規定されています。また同時に憲法で国民に国防の義務を課している国もあります、として、イタリア、韓国、スイス、ドイツ、コスタリカ、アゼルバイジャンの国防の義務について説明もあり、興味深いものでありました。

これらは、日本のおかれた安全に対する現状を隠すことなく、理想ばかりを並べたてることなく書き表していると感じました。

次に、基本的人権の尊重と平等権について、その中の差別や日本人拉致事件について調べてみました。憲法14条には、すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。いわゆる法の下での平等がうたわれております。各出版社の基本的人権の尊重と平等権についてどのような記述がなされているのか、調べてみました。

帝国書院は、44から47ページの4ページにわたって、部落差別、アイヌの人々の差別について、在日外国人特に在日韓国人朝鮮人への差別について記述がありました。

東京書籍は、46から47ページにかけて、部落差別の撤廃、アイヌ民族への差別の撤廃、在日韓国朝鮮人への差別の撤廃、また、66、67ページにかけては、アイヌ民族と先住民の権利について書いてありました。

日本文教出版は、52、53ページにかけて、部落差別、アイヌ民族への差別、在日韓国朝鮮人への差別について書いてありました。教育出版は、48、49ページに、部落差別からの解放、アイヌ民族への差別、定住外国人とともにどうことで書いてあります。

清水書院は、42、43ページに差別の撤廃を求めてとして、部落差別、被差別部落に対する差別、これは江戸時代「えた」「ひにん」として選民身分とされた人々は職業、服装、居住などを生活の隅々まで厳しい制限を設けられ差別された、そのことについて書かれており、アイヌ民族への差別についても記述がありました。

自由社におきましては、部落差別の問題を同和問題として、20行ほど記述がありました。

育鵬社は、68、69ページにかけて、障害者差別、外国人差別、主に在日韓国朝鮮人、部落差別、ハンセン病の元患者やエイズ、HIV感染者への偏見などが書かれておりました。

日本人拉致事件につきましては、差別問題に比べて、数少ない記述にとどまっております。帝国書院は、歴史の259ページ右側側欄に写真と4行の説明、公民の167ページの右側側欄に4行の説明、その下に2002年北朝鮮に拉致された被害者のうち5名が24年ぶりに帰ってきました。しかし、帰国した人たち以外にもまだ多くの拉致被害者がおり、その多くは安否が不明であります。拉致問題は、被害者への人権問題であり、解決が図られねばなりません。日本政府は問題解決に向けて取り組みを続けています、という文面があります。

○委員長（小高一紘君）

日本文教出版は、歴史の270ページ右側側欄に写真と3行の説明、公民は191ページ右側側欄に写真と帰国を果たした拉致被害者として5行の説明、189ページに3分の1を使って、北朝鮮との交渉として、小泉元首相と金正日国防委員長との交渉について説明がありました。

清水書院は、歴史の265ページの側欄に3行の説明がありました。自由社は、公民162、163ページにわたり、日本人拉致問題について、説明と拉致事件発生場所の書き込みがくわしくありました。

育鵬社について、公民の79ページと182、183ページに北朝鮮による日本人拉致事件として、北朝鮮の拉致は国家戦略である説明があり、歴史の273ページには、側欄に帰国した拉致被害者の説明と写真がありました。

差別問題と拉致問題を比較対照すること自体に無理があるかもしれませんが、帝国書院、東京書籍、日本文教出版、教育出版、清水書院の5社の差別問題についての記述量に比べ、日本人拉致事件についての記述が、全て側欄に小さな写真とわずかの説明文があるだけです。それに比べて、自由社は公民で2ページにわたり、日本人拉致問題について説明と拉致事件発生場所の書き込みがあり、また163ページ上段には、北朝鮮による日本時拉致事件の流れが詳しく説明してあります。

また、育鵬社も公民79ページ、182、183ページにわたり、北朝鮮による日本人拉致事件として、説明してあり、側欄で日本政府が拉致被害者として認定している17名の方々の説明があります。

やはり、右側側欄で「北の拉致は国家戦略」であるとの国連調査委員会で、北朝鮮の組織的な人権侵害が裏付けられたとする最終報告書の公表を伝える2014年の新聞記事が載ってありました。以上が私が調べた検分ですけれども、北朝鮮による拉致事件の扱いと基本的人権の尊重といわゆる外国人差別について扱い方があまりに差があることについてどうしても疑問を持たざるを得ません。

まとめといたしまして、私は市内9中学校の28年度使用教科書の採択に当たっては、調査員の先生方の専門的な知識を持って出した判断を採択基準とし尊重した採択協議会の採択を最大限尊重し、決定したいと思っております。

中学生の学ぶ教科書は基本的に社会の歴史、公民以外の教科の内容は、変えることはできないと思います。しかし、社会の歴史公民については、個人のイデオロギーや心情が加わったり、政治的な思惑がからんだり、国と国との政治の違いや体制の違いによっては、意図的に大きく変えたり、微妙に変えたりすることができます。また、執筆者が何に主体を置くか、どの国に軸足を置いて書くかで、内容が変わってしまうのも歴史であり、公民であると思います。

私は、今回の採択にあたり8出版社の歴史、7出版社の公民を読んで、特に歴史において帝国書院、東京書籍、日本文教出版、教育出版、清水書院、学び舎の内容には疑問を持ちました。

○委員長（小高一紘君）

歴史においては、「これが実態である」と一方的に主張する中国や韓国の歴史認識に迎合した内容になっており、日本という国を悪く悪く書き表しており、この教科書を読み学んだ中学生が私たちの祖先は、この上なく悪いことをした民族なんだと知らず知らずのうちに暗示に掛けられ、誘導されるような内容になっており、これを日本の中学生に歴史の教科書として、学ばせようとする姿勢は到底理解できません。

これに対し、自由社、育鵬社の内容は、反対される方が宣伝しているような戦争を賛美したり、肯定した内容の記述ではなく、先の戦争で近隣の国々に多大な迷惑をかけたことへの反省に立って、いかに近隣の国々とこれからもさらに仲良く共存、共栄して行こうかという記述であり、公平公正な内容であると思います。

また、日本古来の伝統や文化の尊重、国を愛する心や態度の育成という点から、すぐれた内容であり、愛情が感じられ、心が読みとれます。子供たちが、日本という国に希望を持てる、夢を抱かせる教科書であると信じております。

公民においても、自由社、育鵬社を除いた5社の内容は、純真であり、多感でもある中学生に特定のイデオロギーを押しつけようとする思惑が見え隠れする内容になっていると感じました。しかし、自由社、育鵬社の記述は、国際社会の現実を直視し、全体的にバランスが取れており、抑制のとれた内容になっていると感じました。

私は、日本の中学生の学ぶ歴史、公民の教科書は、子供たちに日本という国に夢を持てる、希望を持てる、自信を持てる、愛を持てる国であるということを教える、そのような内容でなくてはならないと思っています。しかし、今将来を担う子供たちが、母国である日本という国に夢も希望も自信も持てない駄目な国なんだという思いを純真な心に植え付けよう、仕掛けよう、誘導しようとする力が働いているような気がしてなりません。非常に気がかりです。

自由社の歴史、公民の教科書と育鵬社の歴史、公民のそれでは育鵬社の歴史、公民が内容的にも落ち着いており、市内9中学校の中学生が学ぶ教科書として、育鵬社の歴史、公民が一番ふさわしい教科書であると判断いたしました。それ以外の教科についても採択協議会の選んだ教科書を賛成いたします。長くなって申し訳ございませんでした。

○委員長（小高一紘君）

続きまして、教育長お願いします。

○教育長（新江 侃君）

学校訪問等によって得られた現場の声を大切にしながらも、各教科の教科書が、学習指導要領に示された目標を達成するうえで、特に本市の生徒の実態にあっている内容か検討しました。基本的に私は、本市の生徒の実態、現場の声を踏まえながら協議した結果の答申を尊重してまいりたいと考えております。

そういう視点で、時間もかなり経っておりますので、月井学校教育課長の推薦理由を踏まえながら、国語、社会、数学、理科、英語の主な教科の推薦の理由について申し上げたいと思います。

○教育長（新江 侃君）

まず、国語ですけれども、東京書籍は、表現力と理解力を育成する教材がバランスよく配置しており、言語の力を定着させるうえで、たいへん良い構成になっていると思います。さらに2年生で学ぶ、平家物語には、扇の的の段が取り上げられており、那須与一を主人公として取り上げられていることは、大田原市民として誇りであり、意欲的に読解に臨めると受け止めております。そういった意味で、東京書籍を推薦いたします。

社会の歴史でありますけれども、これは各委員がすでに詳しく述べられておりますので、簡潔に私の方からは述べさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、育鵬社は、冒頭でイラストで描かれた歴史年表が設けれら、生徒の興味関心を向上されるとともに、特に歴史を体感させるに適していると思っております。

2点目は、読み物から人物コラムなど読み物資料が充実しており、生徒が主体的に学習できるよう工夫されていると思います。

3点目は、日本人の宗教観を取り上げ、生命を尊び、自然を大切にすることを養う配慮がなされており、我が国と郷土を愛する態度が養えるよう工夫されているなど本市の実態にあっていると思います。

4点目は、歴史人物の掲載が多く、図版が適切に掲載されており、生徒の興味関心を引く工夫がされており、同時に生徒の主体的な学習を促す問題解決的な学習ができるように工夫されております。

5点目は、領土問題や拉致問題を本文や脚注あるいは写真等で適切に扱っており、生徒の正しい認識を形成することができるとともに、公民的分野との関連も図られており、教育基本法、学校委育法に示された「伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度」を養えるよう適切に編集されていますので、本市の生徒が郷土を愛し、日本人として誇りを持つことができるふさわしい教科用図書であると思います。以上の点で、育鵬社を推薦いたします。

公民につきましては、育鵬社は、1点目として、現代社会を捉える見方や考え方の基礎として、「対立と合意」「効率と公正」について学び、その反対側から社会の諸問題に着目できるよう工夫されております。

2点目は、新聞記事が多数用いられており、生徒の主体的学習を促す、問題解決的な学習に取り組めるよう工夫されていること。

3点目は、「考えよう」や「やってみよう」というコーナーを設けるなど、生徒が社会の一員としての自覚を促すような配慮がされており、本市で推進している「ありがとう運動」の主旨にも合致していること。

○教育長（新江 侃君）

4点目は、指導要領に示された現代社会を捉える見方や考え方を具体的に示しており、これと関連付けて人権学習の充実、主権尊重についての理解を深めさせる内容・構成になっていること。

また、時間軸を踏まえて社会を捉えようとする基本的な考え方は、公民的な学習を行ううえで適切であると同時に、歴史的分野との関連でも重要であること。こういう視点から育鵬社を推薦いたします。

数学、啓林館は、問題が豊富で基礎的な内容から、発展的内容まで身につけられるようになっていること。さらに、数学を活用して問題解決するための思考力、判断力、表現力を伸ばせるような構成になっていること。全国学力・学習状況調査の結果によると、本市は基礎的・基本的内容の定着率は、高い数値を示しておりますけれども、今後の課題としては、数学を活用する力を存分につけていく必要があります。そのためには、基礎的基本的な内容をしっかり身につけたうえで、活用力を高める必要があります。啓林館は、基礎的基本的な力を身につける工夫ができるように配慮されており、かつ数学を活用する力を伸ばすために発展問題に十分に触れることができる構成になっております。従いまして、本市の活用力を高めるという方針にあっております。以上の理由で、啓林館を推薦いたします。

理科の啓林館につきましては、既習事項について確認させ、単元の見通しを持つことができるように配置されていること。さらに、観察実験の目的を明示し、後方にステップを設けて取り組みやすい工夫がなされていること。既習の内容から発展的課題に取り組めるように工夫がされており、また、日常生活に関連する内容や最新の科学技術について説明がされていること。写真を多く掲載し、生徒の興味関心を引くような工夫がされていること。理科の中心課題である観察実験においては、「科学的思考力や表現力」の育成に力を入れることで、科学的な考え方を育て上げることができるよう工夫されており、以上のことで啓林館を推薦いたします。

英語、三省堂は、英語教育を通して、確かな学力、豊かな心と地球市民としての人間を育成することを教育理念とし、自ら学ぶ力、他と関わる力、ことばを使う力を育てる内容を取り扱っていること、国や県の学力調査の結果から、本市の生徒は、学年によって差はありますが、基礎的基本的な内容の理解度は概ね満足できる状況にある一方、活用に関しては課題が残っている状況にあります。

ここで、基礎的基本的な学習内容の確実な定着を図るだけでなく、より機能の伴った発展的な学習を行うことが望ましいと考えております。実態を顧みると三省堂の教科書は、本市の生徒の実態にあっていてと考えておりますので、三省堂を推薦いたします。

- 教育長（新江 侃君） 以上申し上げた教科書以外の教科用図書もそれぞれに学習指導要領に示された目標を達成するうえで、本市の生徒にふさわしい教科用図書ですので推薦したいと思います。
- さらに、小中学校の特別支援学級教科用図書につきましても、それぞれ児童生徒の実態にあった教科用図書ですので推薦いたします。
- 以上、雑駁ではありますが、私の推薦理由とさせていただきます。
- 委員長（小高一紘君） ただいまの各委員の意見に対してご質問はございますか。
- 委員長（小高一紘君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
議案第37号 平成28年度使用教科用図書の採択につきましては、原案のとおり採択することに賛成する委員は挙手をお願いいたします。
- 委員長（小高一紘君） 賛成4、反対2で挙手多数と認めます。よって本案は原案のとおり採択することといたしました。
- 委員長（小高一紘君） 以上を持ちまして、本日予定されました案件はすべて議了いたしました。
なお、その他で何かございますか。
- 委員長（小高一紘君） 事務局で何かありますか。
- 委員長（小高一紘君） ほかにないようでありますので、以上をもちまして平成27年第8回大田原市教育委員会の会議を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会：午後7時30分

この会議録は、平成27年7月28日に調製されたものであるが、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成27年8月19日

委員長

委員

委員

委員

委員

調製者